2022年 法改正対応

育児介護休業規程 育児介護労使協定

2022年4月、10月に、改正育児介護休業法が 2段階で施行されます。今回の改正では、会社 の実情に沿って、規定を決める必要があります。

びいずろうむでは、個別にコンサルティングを させていただき、オリジナルの育児介護休業規 程、育児介護労使協定の作成をいたします。



1つでも知らない言葉がある会社様、是非びいずろうむにご相談ください



キーワード ⇒ **産後パパ育休、複数回の育休取得** 職場環境整備、個別支援

Aプラン 6万円(顧問先様は 5万2千円)

コンサルティング+コンサルティング内容を反映した<u>弊社作成の育児介護休業規程、</u> 労使協定の**ご提供**

Bプラン 10万円(顧問先様は9万2千円)

コンサルティング+御社既存の育児介護休業規程、労使協定にコンサルティング内容を反映。

- ★ 御社で実現可能な、「助成金・認定を取得するのに有利な、法定を上回る措置」 もご提案します。
- ★ すべてのコースに **申出書・取扱通知書等付随様式** (20点) をお付けします。
 - ※ 上記プランには、労基署への届け出も含みます。御社で届け出される場合は上記金額から3,000円マイナスします。
 - ※ Bプランにて、事業所別に育児介護休業規程がある場合は、事業所ごとの違いに応じて、別途ご請求をする可能性があります。
 - ◆ スケジュール (例) ◆
 - 9月上旬~中旬 育児介護休業コンサルティング
 - 9月中旬 改正版の育児介護休業規程、労使協定の作成
 - 9月下旬 労基署届出



お問い合わせ先: 社会保険労務士法人びいずろうむ tel 052-753-4866 info@b-z.jp